

2018年度 国際社会文化研究所 指定研究・共同研究・個人研究 募集要項

2017（平成29）年7月26日

2018年度国際社会文化研究所「指定・共同・個人研究」を下記のとおり募集いたします。

1. 募集対象

地域、社会、福祉、国際文化、国際共生及びその他の人文社会系に関する総合的学術研究並びに国際的研究交流を推進し、これらの分野における学術研究の向上に寄与するとともに研究成果の社会還元をはかることを目的とする研究を募集対象とします。教材作成を目的とするものは、対象外とします。

2. 申請資格

指定研究 共同研究	研究員2名以上で組織すること。 研究員が2名の場合は龍谷大学専任教員1名以上を含むこと。 研究員が3名以上の場合は龍谷大学専任教員2名以上を含むこと。
個人研究	龍谷大学の専任教員

※研究代表者（個人研究を含む）として申請できるのは、学内研究所の研究プロジェクトとして1件のみです。複数申請はできません。また、研究代表者（個人研究を含む）は国際社会文化研究所の他の研究プロジェクトの共同研究者になることはできません。加えて、複数の国際社会文化研究所の共同研究者にもなることができません。

※採択後に申請資格を満たさなくなった場合、国際社会文化研究所運営会議で審議します。

※ここでいう龍谷大学専任教員とは、教授、准教授、講師、助教、助手、実験講師、実習講師、実験助手、実習助手を示します（特任及び任期付を含む）。

※研究員規程に定める研究員について

○：申請可 ×：申請不可 △：申請可、但し国際社会文化研究所研究費と他の研究費との重複受給は不可

	国外研究員	国内研究員	短期 国外研究員	短期 国内研究員	特別研究員
研究代表者	×	×	△	△	○
共同研究者	△	△	△	△	○

※以前に国際社会文化研究所の研究員に就任していた者が応募する場合は、定められた条件を満たさねばなりません。（→「3. 募集内容」の応募条件を参照のこと）
2018年度プロジェクト申請書提出後に条件を満たしていないことが判明した場合は、2018年度国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書を無効とします。

3. 募集内容

■指定研究

研究期間 2018年度～2020年度の3年間

研究課題 ①「異文化理解と多文化共生」または②「変動する国際社会と文化」をテーマとした研究（①、②ともサブテーマは自由。）

研究費 150万円以内（単年度）

採用件数 2件程度

応募条件 研究代表者・共同研究者全員は以下に定められた義務を果たすこと。

研究代表者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「研究経過報告書」「研究成果報告書」「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。研究プロジェクトの研究代表者および共同研究者のうち1名以上が所定の期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。
共同研究者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。

『国際社会文化研究所紀要』執筆要領（2016年7月19日改正）（抜粋）
（指定研究）

6. 指定研究プロジェクトは、

①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」（様式2）を提出すること。

②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」（様式5）を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。

③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。

ア. 研究期間3年目の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」（様式1）に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。

イ. 研究期間3年目の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
 ④代表者・共同研究者は、研究期間2年目・3年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は毎年9月末までとする。

■共同研究

研究期間 2018年度から1年間もしくは2年間
 研究費 100万円以内(単年度)
 採用件数 6件程度
 応募条件 研究代表者・共同研究者全員は以下に定められた義務を果たすこと。

研究代表者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「研究経過報告書」「研究成果報告書」「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。研究プロジェクトの研究代表者および共同研究者のうち1名以上が所定の期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。
共同研究者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。

『国際社会文化研究所紀要』執筆要領(2016年7月19日改正)(抜粋)
 (共同研究)

7. 共同研究プロジェクトは、
- ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 研究期間最終年の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。「提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ. 研究期間最終年の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
 - ④研究期間2年の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間2年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は9月末までとする。

■個人研究

研究期間 2018年度の1年間
 研究費 50万円以内
 採用件数 6件程度
 応募条件 研究代表者は以下に定められた義務を果たすこと。

研究代表者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「研究経過報告書」「研究成果報告書」「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。所定の期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。
-------	--

『国際社会文化研究所紀要』執筆要領(2016年7月19日改正)(抜粋)
 (個人研究)

8. 個人研究プロジェクトは、
- ①代表者は、研究期間中、3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2018年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ. 研究期間の9月末までに「国際社会文化研究所叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。

4. 申請方法

「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に必要事項を記入のうえ、国際社会文化研究所事務室へ提出してください。また、「国際社会文化研究所研究プロジェクトの研究成果に係る評価要項」に基づく評価により得られた評点を、国際社会文化研究所研究プロジェクト応募審査時に加点することを希望する場合は、「国際社会文化研究所研究成果に係る評価結果利用申請書」(様式6)も提出してください。これらの申請は、E-mailや郵送による提出は受け付けません。申請用紙は、ホームページからダウンロードできます。

国際社会文化研究所事務室の窓口でも配付します。

URL : <http://scri.rec.ryukoku.ac.jp/application/index.htm>

国際社会文化研究所事務室：瀬田学舎 1号館1階

日本語の申請のみ可としますが、英語資料を補助資料として提出することは構いません。

申請書の書式変更は不可です。変更した場合、減点対象となります。

手書きでの提出は不可とします。

5. 受付期限 2017年9月29日(金) 17:00まで(厳守)

6. 採否決定

国際社会文化研究所運営会議にて審議し、審査結果は10月31日付で代表者へ通知します。なお、この審査結果はあくまで内定で、2018年度予算状況により変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 研究費

研究費は、提出していただいた研究計画書に基づき、当該研究に直接関係のある事項について支出できます。年度をまたいだ研究費の使用はできません。研究計画を十分ご検討のうえ、経費支出計画書をご提出ください。支出できる項目は、以下のとおりとなっています。また、詳細については、国際社会文化研究所ホームページの国際社会文化研究所研究費執行要領をご確認ください。

<http://scri.rec.ryukoku.ac.jp/scri/scri-guide.htm>

【消耗品費・用品費・備品費】

消耗品費・・・単価(税込)が1万円未満または耐用年数が1年未満の物品

用品費・・・単価(税込)が1万円以上20万円未満の物品

備品費・・・単価(税込)が20万円以上の物品

注) 用品・備品は大学の物品として登録します。

【資料図書費】

研究に必要な図書・論文集などの資料です。資料図書は手続き後、研究者が管理してください。

【印刷製本費】

調査票、研究の報告書等の作成のための印刷代・製本代です。

【郵便費】

調査書の送付や研究に伴う連絡のための郵便費(切手代、ハガキ代など)です。

【出張旅費】

本学の要請に基づき本学構成員(社文研の研究者が該当します。客員研究者・嘱託研究者を含みます。)が学外へ出向く場合に支出します。

旅費の計算は「龍谷大学旅費規程」によります。グリーン料金は支給しません。近郊(おおよそ片道100Km未満、京滋阪神)への出張の場合、特別な理由がある場合を除いて宿泊費は支出しません。

海外出張の場合の航空運賃はエコノミークラスで、実際に支払われる金額(実費)です。

* 研究会などの講師の旅費は【交通費】となります。

【交通費】

セミナーや研究会に招聘する講師の交通費および宿泊費です。交通費の算出は「龍谷大学旅費規程」に準じます。ただし、グリーン料金・日当は支給しません。龍谷大学学内者および国際社会文化研究所研究員の方は対象となりません(出張旅費扱い)です。

【業務委託費】

業務委託費とは、研究遂行上不可欠で学外の業者等へ業務を委託する場合に発生する費用をいいます。

【支払手数料・報酬(講師謝礼)】

謝礼限度額は、教授・准教授等:33,333円(税込)、学長・名誉教授等55,555円(税込)です。ただし講師が租税条約締結国の外国人の場合は「租税条約に関する届出書」を提出すれば、税金が免除されます。

【謝金(アルバイト代)】

1年間(1~12月)で2か月以内に限り雇用できる短期アルバイトに支払うアルバイト料です。

雇用の条件は以下のとおりです。

時給:900円(1日6時間程度) 昼の休憩時間は、支給の計算対象にはなりません。

*瀬田学舎、深草学舎までの交通費は支給しません。

【賃借料】

研究遂行上必要であり購入ではなく賃借する場合に支払う費用です。

【会合費】

研究会、反省会等に伴う会合に限ります。一人あたりの支払限度額(学内者の場合)は次のとおりです。
昼食：650円(税込)、夕食：800円(税込)、反省会費：2,500円(税込)、喫茶：原則として認めない。

【交際費】

調査協力者への手みやげなど。

【諸会費】

諸会費は、研究費で通常「学会参加費」等のことです。しかし、研究所予算における諸会費は、個人としての「学会参加費」とは区別されるべきで、個人としてのそれは「個人研究費」にて処理を願います。

【その他】

その他の支出項目についてはお問い合わせください。

8 研究費の予算修正について

研究費の予算修正は、毎年度研究活動開始時の各費目に対して、50%の範囲内に留めて下さい。50%を超える場合は、研究代表者が、理由書(様式任意)を提出し、国際社会文化研究所運営会議修正の妥当性について審議します。審議結果は、代表者へ通知します。

9. 研究公開

【共同研究報告会】

共同研究報告会を開催することがあります。その際には、各研究グループから報告をしていただきます。

【出版物】

『国際社会文化研究所紀要』(『国際社会文化研究所紀要』執筆要領による)

『国際社会文化研究所叢書』(『国際社会文化研究所叢書』出版要領による)

【インターネット】

ホームページで研究成果を公開します。『国際社会文化研究所紀要』に掲載した論文資料は、原則としてインターネットにて公開しますので、あらかじめご承知おきください。

10. 研究プロジェクト「研究経過報告書」の提出と審査について

研究プロジェクト代表者は、研究期間中、毎年度3月末までに「研究経過報告書」を提出する必要があり、提出された「研究経過報告書」に基づき国際社会文化研究所運営会議において審査を受けることとなります。審査は、各研究プロジェクトが申請時に提出した「研究プロジェクト申請書」と、毎年度の研究終了時点での「研究経過報告書」を比較し、次の項目について審査を行う。

①研究成果について

研究期間中に得られた研究成果は、申請時の研究目的・研究実施計画に比べ、どの程度達成されているか。

②収支決算について

当初予算から大幅な変更が生じている場合は、その経緯の説明が妥当かどうかを審査する。

③研究発表について

発表の内容、件数等について審査する。

④総合所見

3月末まで	研究プロジェクト代表者が「研究経過報告書」の提出
4月～6月	国際社会文化研究所運営会議による点検・審査
7月頃	研究プロジェクト代表者へ審査結果を通知

11. 研究プロジェクト「研究成果報告書」の提出と審査について(2017年度応募プロジェクトから実施)

国際社会文化研究所では、国際社会文化研究所研究プロジェクトの研究活動成果を積極的に学内外へ発信し、国際社会文化研究所の研究活動の活性化を図ることを目的として、2017年度応募研究プロジェクトから、研究期間終了後に研究成果に係る評価を受けることになりました。(2016年2月17日国際社会文化研究所運営会議決定)

このことにより、研究プロジェクト代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出する必要があり、提出された「研究成果報告書」に基づき国際社会文化研究所運営会議において評価を受けることとなります。評価方法は、以下の評価項目で評価します。

①学術会議(学会・シンポジウム等)の研究発表

②雑誌等の掲載論文

③図書

④学外資金獲得状況

評価結果は以降に応募する社文研の研究プロジェクト審査の評点平均に加点することができます。

これらの詳細について、「国際社会文化研究所研究プロジェクトの研究成果に係る評価要項」で確認してください。

翌年度4月末まで	研究プロジェクト代表者が「研究成果報告書」の提出
翌年度5月～6月	国際社会文化研究所運営会議による評価
翌年度7月下旬頃	研究プロジェクト代表者へ評価結果を通知

12. 外国人客員研究員

共同研究グループに属する外国人客員研究員で、1か月以上龍谷大学に滞在を希望する場合は、別途「外国人客員研究員申請書」をご提出ください。

<参考> 共同研究（指定研究含む）・個人研究の申請状況

年度	2017年度		2016年度		2015年度		2014年度	
	共同	個人	共同	個人	共同	個人	共同	個人
申請件数	5	4	10	4	10	4	10	9
採択件数	3	4	6	2	10	3	9	5

以 上